

紹介状のない患者さんについては 初診時・再診時に「選定療養費」^(注1)がかかります

～平成28年4月診療報酬改定によるお知らせ～

鹿児島大学病院は特定機能病院として、一部診療科を除き、地域の病院・診療所（以下「かかりつけ医」）からの紹介状を持参していただくことになっています。

【初診時】（医師が医学的に初診と判断した場合を含む）

紹介状を持参しなくても受診いただける科^(注2)もございますが、この場合は下表のとおり 初診日に、通常の診療費とは別に選定療養費をご負担いただきます。

→①

(注2)：心臓血管外科、消化器外科(Ⅲ)、呼吸器外科、糖尿病・内分泌内科、乳腺・甲状腺外科、小児外科、脳神経外科、整形外科・リウマチ外科、麻酔科（ペインクリニック）、歯科

【再診時】

以下の場合には下表のとおり 再診日毎に毎回、通常の診療費とは別に 選定療養費をご負担いただきます。

- (ア) 本院での診療が終わり、かかりつけ医への紹介を本院医師より申し出たが、引き続き本院にて診療を希望された場合→②
- (イ) 本院からかかりつけ医への紹介を受けた患者さんが、かかりつけ医等の紹介状なしに再度受診された場合→②

	① 初診時	② 再診時
医科	5,400 円	2,700 円
歯科	3,240 円	1,620 円

ただし、次の場合は選定療養費のご負担はありません。

- ・ 緊急やむを得ない場合（救急患者、公費負担医療制度の受給対象者、HIV感染者）
- ・ 本院の他の診療科を受診中の場合（医科・歯科間については院内紹介した場合に限る）
- ・ 特定健診、がん検診等の結果により精密検査受診の指示があった場合
- ・ 救急医療事業、周産期事業等における休日、夜間受診した場合
- ・ 外来受診後そのまま入院となった場合
- ・ 本院の治験協力者である場合
- ・ 災害により被害を受けた場合
- ・ 労働災害、公務災害、交通事故、自費診療の場合

(注1)「初・再診時選定療養費」とは「日常の診療はかかりつけ医で受診し、高度・専門医療は特定機能病院で行う」という、医療機関の機能分担を目的として厚生労働省により制定された制度です。

鹿児島大学病院